［様式K１］

**令和5年度前学期授業料免除申請書類チェック票【学部生用】**

（新型コロナウィルス感染症の影響による家計急変用）

所属　　　　　　　　　　　　　　　　　　　課程　　　学生番号　　　　　　　　　氏名

**Ａ．申請者全員が提出する書類**

|  |  |
| --- | --- |
| □ | ① 授業料免除申請書（新型コロナウィルス感染症の影響による家計急変用）［様式２］ |
| □ | ② 家計急変者の所得申告書［様式4］ |
| □ | ② 家計急変前後の所得を証明する書類　→　詳細は申請要項3ページを参照 |

**Ｂ．経過措置による授業料免除を申請していない人が提出する書類**

|  |  |
| --- | --- |
| □ | ③ 入学料・授業料免除申請書類　チェック票［様式K１］（この用紙） |
| □ | ④ 家庭調書［様式K3］ |
| □ | ⑤ 住民票→ 申請要項3ページの⑥の留意事項を参照 |
| □ | ⑥**令和4年度** 市区町村県民税課税（所得）証明書 又は 非課税証明書（同一生計で18歳以上(本人・就学者除く)の全員分） |

以降、 全ての事項について「はい」「いいえ」のどちらか該当する方にチェック「レ」を入れてください。

「はい」にチェックした場合は、該当書類を提出してください。

ア）所得がある人はいますか？

|  |  |
| --- | --- |
| □ いいえ  | □ はい →　該当する次のいずれかを提出◆給与所得がある人：令和4年分源泉徴収票（写）◆給与所得以外の所得がある人：令和4年分確定申告書の控＜第一表及び第二表＞（写）・税務署の受付済印のあるもの又はe-Taxの受信日時等が印字されたもの。もしくは受信通知を添付。・確定申告をしていない場合は、市区町村が発行する「市（町）県民税申告書控（写）」等で収入金額、必要経費、所得金額等の記載のある書類を提出。 |

イ）令和4年1月2日以降、就職又は転職した人がいますか？（専従者・パート・アルバイトを含む）（学生本人及び就学者は不要）

|  |  |
| --- | --- |
| □ いいえ  | □ はい → 次のいずれか一つを提出・新勤務先の「給与支払証明書」［様式8］、・「基本給与証明書」［様式9］、・最近3ケ月分の「給与明細書（写）」 |

ウ）生活保護法による扶助費を受給している世帯ですか？

|  |  |
| --- | --- |
| □ いいえ  | □ はい →「保護決定(変更）通知書（写）」又は「生活保護被保護者証明書」(扶助額が記載されていること) |

エ）年金等（遺族年金・障害年金・企業年金・個人年金等を含む）を受給している人はいますか？

|  |  |
| --- | --- |
| □ いいえ  | □ はい →受給年金ごとに次のいずれか一つを提出・「年金振込通知書（写）」(最新のもの)　　・「年金改定通知書（写）」(最新のもの)・「令和4年分年金の源泉徴収票（写）」 |

オ）障害のある人又は原爆被爆者の人はいますか？

|  |  |
| --- | --- |
| □ いいえ  | □ はい → 認定の「手帳（写）」 |

カ）6ヶ月以上に渡り長期療養中又は長期療養が必要と認められる場合で、療養のために経常的に特別な支出があり、長期療養者のいる世帯として申請しますか？

|  |  |
| --- | --- |
| □ いいえ  | □ はい → 次の①～③全ての書類を提出① 医師の「診断書」(6ケ月以上の療養が必要であることが明記されている最近の日付のもの)②「長期療養費支出状況申告書」［様式K11］(6ケ月以上経常的に支出していること又は経常的な支出が見込まれること）③「領収書等貼付台紙」［様式K13］及び入院費、治療費等の領収書（写）（直近6ケ月～1年分のもの） |

キ）母子・父子家庭、又は両親のいない家庭ですか？

|  |  |
| --- | --- |
| □ いいえ  | □ はい → 母子・父子家庭又は両親のいない家庭を証明する書類（書類の詳細は申請要項参照）※令和4年度課税証明書で「寡婦（夫）・ひとり親控除」の適用確認できる場合、提出省略可。（該当者は以下にチェック）□　 令和4年度課税証明書で「寡婦（夫）・ひとり親控除」の適用確認可能なため、提出を省略する。 |

 →裏面に続く

ク）主たる学資負担者が単身赴任等で別居しており、単身赴任者のいる世帯として申請しますか？

|  |  |
| --- | --- |
| □ いいえ  | □ はい → 次の①～③全ての書類を提出。① 単身赴任者の「住民票」又は単身赴任していることを明らかにするもの②「主たる学資負担者の別居（単身赴任等）に係る支出状況申告書」［様式K12］③「領収書等貼付台紙」［様式K13］及び住居費・光熱水費の領収書（写） |

ケ）高校生以上の就学者（本学学生を除く）はいますか？（「はい」の場合は、該当する書類を提出）

|  |  |
| --- | --- |
| □ いいえ  | □ はい → 以下いずれかの書類を提出。  |
| □ ◆高校、専門学校、各種学校の学生：令和5年4月1日時点で有効な各学校長等が発行する「在学証明書」又は「学生証（写）」・専門学校については、高等課程と専門課程との別が判るもの。・予備校生は就学者には含まない。 |
| □ ◆国立の大学、大学院、高等専門学校の学生:各大学担当者が証明する「兄弟姉妹等の授業料免除状況証明書(兼在学証明願)」[様式K10] |
| □ ◆公立又は私立の大学、大学院の学生：令和5年4月1日時点で有効な各大学長等が発行する「在学証明書」又は「学生証（写）」 |

コ）学生本人又は就学者は自宅外から通学していますか？

|  |  |
| --- | --- |
| □ いいえ  | □ はい → 以下いずれかの書類を提出。（学生本人だけでなく、兄弟姉妹等が自宅外の場合も必要）・自宅外通学であることが分かる本人の住民票、・住居の「賃貸契約書（写）」・「自宅外居住証明書」［様式K8］（令和5年4月1日現在契約期間が切れていないもの）ただし、下記事項に該当する場合は提出不要。（該当項目にチェック）□　松ヶ崎学生館に居住中の人□　兄弟姉妹等が国立の大学又は大学院もしくは高等専門学校の学生 |

サ）農業を営み、転作奨励金の交付を受けている人はいますか？

|  |  |
| --- | --- |
| □ いいえ  | □ はい → 「奨励金交付証明書」等 |

シ）学生本人が独立生計を営む者に該当し、独立生計者として申請しますか？

※独立生計者とは、次の（1）～（3）全てに該当する者とします。

（1）税法上、父母等の扶養親族でない者（2）父母等と別居している者（3）学生本人（配偶者含む）の収入で生計を立てていると認められる者

|  |  |
| --- | --- |
| □ いいえ  | □ はい → 次の①～⑥全ての書類の提出が必要。（他の項目と重複している書類は提出不要） |
| ①学生本人（及び配偶者）の「令和4年度（令和3年1月～12月に係る分）課税証明書又は非課税証明書」 |
| ② 学生本人（及び配偶者）の令和4年分の源泉徴収票（写）又は確定申告書控（写）（※令和4年1月2日以降、就職・転職した場合は、新勤務先の「給与支払証明書」［様式8］又は「基本給与証明書」［様式9］、又は最近3ケ月～6ケ月の「給与明細書（写）」）（本学のTAあるいはRAの場合も提出が必要。日本学術振興会特別研究員は採用決定通知書（写）を提出） |
| ③ 父母（配偶者の父母を含む）の令和4年分の源泉徴収票（写）又は確定申告書控（写） |
| ④ 父母(配偶者の父母を含む)及び学生本人等の｢住民票｣(続柄記載のもの）※③、④の書類の用意が困難な場合、学生支援・社会連携課経済支援係へご相談ください。 |
| ⑤学生本人及び扶養家族の健康保険証（写） |
| ⑥「奨学金受給証明書」［様式K9］又は「奨学生証（写）」等 （※本学を通して申請して採用された奨学金については提出不要） |

ス）無職・無収入者、失業者、休職者はいますか？（「はい」の場合は、該当する書類を提出）

|  |  |
| --- | --- |
| □ いいえ  | □ はい →□ ◆無職・無収入者：「無職・無収入申立書」［様式K7］□ ◆雇用保険受給者：「雇用保険受給資格者証（第1面～第4面まで）（写）」（受給日額、日数等が記載されていること）□ ◆休職者：「休職証明書」（休職期間、休職中の給与支給見込額がわかるもの） |

セ）令和4年1月2日以降退職又は離職した人がいますか？

|  |  |
| --- | --- |
| □ いいえ  | □ はい→ 退職日が記載された源泉徴収票(写)、「退職証明書」[様式K6]等、退職・離職したことがわかるもの |

ソ）傷病手当金を受給中の人はいますか？

|  |  |
| --- | --- |
| □ いいえ  | □ はい →「傷病手当金支給決定通知書（写）」等、支給額と支給期間のわかるもの |

タ）ソ) で「はい」を選択した場合：傷病手当金を受給中の人は勤務先から給与は支払われていますか？

|  |  |
| --- | --- |
| □ いいえ  | □ はい → 傷病手当金受給期間中の「年収見込証明書」又は傷病手当金受給期間中の「給与明細（写）」 |

チ）その他に、特別な事情や収入等はありますか？

|  |  |
| --- | --- |
| □ いいえ  | □ はい → 事情や収入金額がわかるもの |

以上